

香芝市民図書館資料収集方針

第1 目的

この方針は、香芝市民図書館（以下「図書館」という。）における資料の収集について、利用者の要求並びに関心及び地域社会の状況を反映させ、組織的又は系統的に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 基本方針

- (1) 図書館は、生涯学習施設の一つとして、「本との出会い・人との出会い」を大切にし、「暮らしに役立つ図書館」として市民の文化、教養、調査研究、趣味又は娯楽等に資する資料を収集する。
- (2) 広く公共の利用という観点に立って収集する。
- (3) 今日的な話題又は問題点も十分に考慮して収集する。
- (4) 資料の収集にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」を踏まえ、次の点に留意する。
 - イ 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - ロ 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - ハ 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - ニ 個人、組織又は団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしない。
 - ホ 図書館の収集した資料が、どのような思想や主張を持っていようとも、それは図書館及び図書館員が支持することを意味するものではなく、資料の持つ思想や主張は、読者である一人一人の市民の自由な思索と判断に委ねられる。
 - ヘ 寄贈資料の受入れにあたっても同様である。

第3 収集資料の種類

収集する資料の範囲は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの資料の選定については、別に定める。

- (1) 図書（一般図書、参考図書、児童図書、外国語図書）

- (2) 逐次刊行物（新聞、雑誌等）
- (3) 郷土行政資料
- (4) 視聴覚資料（ＣＤ、ＤＶＤ等）
- (5) 障がい者児用資料（点字資料、録音図書、大活字図書等）
- (6) デジタルコンテンツ（電子書籍、データベース等）
- (7) その他、館長が必要と認める資料

第４ 館種別の収集資料

- (1) 市民図書館は、本館的機能を有する図書館として、基礎的なものから資料相談に応じられる参考図書まで幅広く収集する。
- (2) 移動図書館は、それぞれの巡回箇所が必要となる資料を収集する。
- (3) 電子図書館は、インターネット上の分館として、基礎的な資料に留意しつつ、電子書籍等のデジタルコンテンツの特徴を生かした資料を収集する。

第５ 選定の組織及び責任

収集する資料の選定については、利用者に接する図書館職員の合議により行うものとし、その選定の最終責任は、館長が負う。

第６ リクエストへの対応

利用者からの未所蔵資料へのリクエストは、図書館の蔵書構成への意志の反映であるという認識に立ち、これを収集に生かすよう努める。ただし、この収集方針等の範囲を越えていると思われる資料又は現在入手不可能な資料については、相互貸借等により提供するように努めるものとする。

第７ 蔵書の更新又は除籍

図書館の蔵書をより魅力あるものとするため、適切に資料の更新又は除籍等に努めるものとし、更新又は除籍等に関する基準は、別に定める。

附 則

この方針は、「香芝市民図書館資料収集方針」（平成 7 年 8 月）の全部を改正し、令和 3 年 1 1 月 1 日より施行する。